

問  
28

## 時間外労働が1日2時間までに制限される業務とは？

次の①～⑩の労働・業務の労働時間の延長は、36協定を結ぶ場合であっても、1日について2時間を超えてはなりません（労基法第36条第1項但し書き、労基則第18条）。

- ① 坑内労働
  - ② 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
  - ③ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
  - ④ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
  - ⑤ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
  - ⑥ 異常気圧下における業務
  - ⑦ 削岩機、鉋打機等の使用によつて身体に著しい振動を与える業務
  - ⑧ 重量物の取扱い等重激なる業務
  - ⑨ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
  - ⑩ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
  - ⑪ 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務
- ただし、⑩については、指定されていません。

これらの労働・業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならないのですから、1日あたり8時間の法定労働時間を前提にすれば、36協定を結んだ場合でも1日あたり10時間を超えて労働させてはならないということです。一方で変形労働時間制が適用されている

労働者に対しては、所定労働時間が8時間を超える特定の日については、所定労働時間を基準に、2時間を超えてはならないとされています(昭22.11.21基発第366号、昭63.3.14基発第150号、平11.3.31基発第168号)。また、休日においては、10時間を超えて労働をさせることが禁止されています(平11.3.31基発第168号)。